

令和 7 年 度

福島県建設技術協会通常総会（資料）

令和 7 年 5 月

福島県建設技術協会

## 議 事

- ・ 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告承認の件
- ・ 第 2 号議案 令和 6 年度収支決算報告承認の件
- ・ 第 3 号議案 福島県建設技術協会「功労賞」の表彰規定廃止承認の件
- ・ 第 4 号議案 令和 7 年度事業計画承認の件
- ・ 第 5 号議案 令和 7 年度予算承認の件
- ・ 第 6 号議案 令和 7 年度役員選出の件

# 令和6年度 全日本建設技術協会表彰

(令和6年度役職)

## 1. 小 沢 賞

吉 田 伸 明 福島県北建設事務所長

平成2年に入会以来、その卓越した行動力と指導力により建設行政に顕著な業績を上げるとともに、豊富な知識と経験をもって後進の育成に力を尽くされてきました。

特に、道路行政においては、福島県の道づくりの羅針盤となる長期計画策定に携われたほか、複数年契約の包括的維持管理業務の導入や橋梁長寿命化計画策定による予防保全型維持管理への早期移行など、持続可能な維持管理システムの構築に尽力されました。

東日本大震災からの復旧復興については、津波被災地における新たなまちづくりやふくしま復興再生道路である小名浜道路の計画策定など、社会基盤の整備を通して地域経済の復興に資する大きな役割を担われました。

高潔な人格と高邁な見識をもって、建設技術の進捗と土木技術者の人材育成において顕著な業績を収められました。

## 2. 東北地区建設技術協会連合会 会長賞

大 竹 和 彦 福島県土木部次長（都市担当）

昭和63年に入会以来、協会員として積極的に協会の活動に参画され、会計幹事や会長を歴任し、事業の進捗及び協会の運営や発展に貢献されました。

建設行政においては、東日本大震災の被災直後から「ふくしま復興再生道路」の整備に尽力するとともに、津波被害を受けた沿岸部で「防災緑地」などの復興まちづくりの推進や、震災の記憶と教訓の伝承等を目的とした「復興祈念公園」を完成目前まで導くなど、被災地に寄り添いながら、着実な復興の推進を指揮されました。

また、本県の復興を重層的かつ幅広く支援するため、震災後の新たな産業基盤の構築に向けた「福島イノベーションコースト構想」を推進するとともに、「高速道路の4車線化」等の実現や、土木施設等を観光資源として活用する「インフラツーリズム」の本格的な運用に取り組むなど、自ら先頭に立って、多岐にわたる分野で福島県の復興創生に向けてご尽力されました。

渡 邊 佳 文 福島県土木部次長（建築担当）

平成元年に入会以来、協会員として積極的に協会の活動に参画され、副会長をはじめとした協会役員を歴任し、全建活動に熱意を持って取り組み、協会の発展と技術の向上に貢献されました。

建設行政においては、原子力災害で長期避難を余儀なくされた被災者向けの「復興公営住宅」の整備や避難市町村の帰還者向けの災害公営住宅等の代行整備に尽力されました。

また、県有建築物の整備においては、ふくしま医療センターこころの杜や安積中高一貫校、福島県農業総合センター農業短期大学校など本県の復興・創生の拠点となる施設の整備を指揮されました。

さらに、令和3年、4年の福島県沖地震の被災者のための借上住宅の供給・管理のほか、地方創生に向けた移住・定住施策、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた県有建築物のZEB化や木造化などの推進に取り組み、福島の復興や地方創生に貢献されました。

高 萩 俊 福島県土木部参事

平成元年に入会以来、協会員として積極的に協会の活動に参画され、常任委員や会計幹事を歴任し、協会の運営や発展に貢献されました。

建設行政においては、平成23年には東日本大震災で被災した相馬港湾建設事務所へ赴任され、災害関連業務で陣頭指揮に立つとともに、平成25年11月には全建講習会で沿岸部の現場研修を実施するなど、会員の技術力向上に貢献されました。

また、令和元年10月の東日本台風では、県南建設事務所長として、矢祭町の久慈川に架かる町道高地原線の橋梁「高地原橋」の流出に伴い、高地原集落の孤立集落を解消するために橋梁の新設工事を速やかに進め、翌年11月に完成、開通式を執り行って地元首長や地域住民から深く感謝されました。

さらに、小名浜港のCNP検討会の立ち上げや、国道294号白河バイパス南湖TN内でのキャンプ開催（東北初）等、事業の積極的推進と会員相互の連携強化に貢献されました。

### 3. 全 建 功 勞 賞

#### (1) 授賞基準1号関係

玉川 善徳 福島県都市計画課長

会計幹事や調査部長等を歴任し、協会活動や運営に尽力されました。また、東日本大震災からの復旧復興に尽力されるとともに、盛土規制法に関する取組をはじめ、都市公園や空港の管理・整備を推進されるなど、多年に渡り県土整備に貢献されました。

#### (2) 授賞基準2号関係

近内 剛 福島県河川計画課長

長年、砂防事業に携わり危険箇所を解消するとともに、平成10年や令和元年災害では陣頭指揮をとり災害復旧にあたりました。また、河川や港湾、空港事業に精通し幅広く土木行政に貢献されました。

大槻 武文 福島市建設部長

道路・河川行政の先頭に立ちインフラ整備やメンテナンスのほか、災害発生時の迅速な復旧工事、各種ハザードマップを活用した防災意識の向上など防災・減災、強靱化対策に大いに尽力されました。

森 雅彦 福島市都市政策部長

都市・住宅行政の先頭に立ち中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画等の策定、福島駅東口再開発事業や新たなDBO方式による公営住宅建設に携わり本市のまちづくりに大いに尽力されました。

### 4. 長期会員賞（入会20年） 7名

(50音順)

五十嵐 章 石田 敏康 佐藤 誠也 清水 学 田中 寛徳  
西 章仁 舟木 理

## 5. 全 建 賞

### ○双葉町駅西地区災害公営住宅等整備事業・・・福島県、双葉町

双葉町の帰還困難区域のうち、避難指示を解除して居住を可能とする区域として定められた特定復興再生拠点区域内において、県内で初めて、県内外の避難先から双葉町へ帰る町民や新たに町へ移住される方々が安心して暮らすことができ、さらには新しいコミュニティの形成を促す持続可能なまちづくりをコンセプトとして、帰還者向けの災害公営住宅と新規転入者向けの福島再生賃貸住宅を計 86 戸整備した事業。

### ○福島県立ふたば支援学校移転新築工事・・・相双建設事務所

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響によりいわき市に避難を余儀なくされている双葉地域における特別支援教育の基幹校であった富岡支援学校（現：ふたば支援学校）の移転新築工事。

双葉地域における特別支援教育の再生を象徴する建築物として、地域の教育振興と住民の帰還を支える重要な役割が期待され、令和 6 年 12 月 23 日に竣工、令和 7 年 1 月から新校舎で学校運営を開始した。

### ○夫沢地区海岸 公共災害復旧事業（再生・復興）・・・富岡土木事務所

平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東北地方太平洋沖地震による津波で被災した夫沢地区海岸の復旧事業。東京電力福島第一原子力発電所から約 2 km の中間貯蔵施設内かつ帰還困難区域内であり、空間線量が高く、国の規制により区域内への立ち入り可能な時間が午前 9 時から午後 5 時までと制限されている厳しい作業環境下でありながら、現場作業の効率化を図り、無事故無災害で工期を 24 日間短縮し、出来形、出来ばえの極めて良好な災害復旧工事の完成が図られた。

《第1号議案》

令和6年度事業報告承認の件

実施年月日	事 項
R6.6.1	令和6年度 福建通常総会(書面開催) 令和6年度役員 会 長 中川 善則 副 会 長 阿部 弘明 佐瀬 守昭 野地 重和 鈴木 喜代一 会計監事 手塚 孝良 齋藤 雅敏
6.6.26	第65回 全建定時社員総会 於：アルカディア市ヶ谷（東京都） 出席者：石幡副事務局長 谷口功労賞：曳地 利光 全建功労賞 第1号：鈴木 義弘 第2号：宍戸 勤、小湊 隆久、福地 敏弘、半澤 雅則 長期会員賞：4名 全 建 賞： ・千五沢ダム再開発事業（県中建設事務所） ・国道401号博士峠工区（会津若松建設事務所） ・大熊町立「学び舎ゆめの森」建築事業（大熊町）
6.7	「建設ふくしまニュース No.86」を発行
6.8.1 ～2	令和6年度全国事務局長会議 於：ワークピア横浜（神奈川県横浜市） 出席者：吉田事務局長
6.8	「2024会員名簿」を発行
6.11.28	令和6年度 東北地区建設技術協会連合会総会、表彰式及び意見交換会 於：青森市文化観光交流施設 ワラッセ（青森県青森市） 東北地区建設技術協会連合会長賞 青木 隆直、草野 秀夫、車田 和昭
R7.1.31	令和6年度 ふくしまの未来を拓く業務発表会 於：こむこむ福島（福島市） 発表者 16名
7.2	令和5年度退会者へ表彰状送付 退職者 21名
7.3	「建設ふくしま vol.145」を発行

7.3	派遣職員への御礼 記念品贈呈 福島県土木部 5名 市町村 12名
-----	--

## I 組 織 部

1. 会員名簿の作成 300部
2. 全建長期会員表彰者の推薦 7名
3. 福建会員管理
4. 福建「功労賞」表彰 21名

## II 調 査 部

1. 技術力向上に対する支援  
技術資格取得支援金支給 計 8 件

## III 事 業 部

1. 方部別助成  
技術向上のための現場見学会（相馬市）
2. 文化事業方部助成  
道路の美化活動（県北方部、相双方部）

## IV 編 集 部

1. 機関誌発行  
「建設ふくしま vol. 145」の発行 R7.3 1,500部  
「建設ふくしまニュースNo.86」の発行 R6.7（HP掲載）

## V 研 修 部

1. 令和6年度 ふくしまの未来を拓く業務発表会  
日 程：令和7年1月31日（金）  
会 場：こむこむ（福島市） 発表者 16名

## VI 事 務 局

## Ⅶ 講習会及び海外研修

### 1. 建設技術講習会（全建主催）

日 程 (現場研修)	開 催 地	回 数 と テ ー マ ・ 概 要	参 加 者 数		
			県	市 町 村	関 係 機 関
8月 7日 8日 ( 9日)	富 山 県 富 山 市	第703回 i-constructionとインフラ分野のDX	3	0	2
8月21日 22日 ( 23日)	岩 手 県 盛 岡 市	第704回 道路行政の課題、港湾・漁港行政の課題	7	0	0
9月 4日 5日 ( 6日)	北 海 道 札 幌 市	第705回 これからの公共事業と建設技術者のあり方	9	0	0
10月 2日 3日 ( 4日)	茨 城 県 水 戸 市	第706回 上水道行政の課題・下水道行政の課題	3	0	1
10月16日 17日 ( 18日)	大 阪 府 大 阪 市	第707回 公共工事の品質確保と入札契約の適正化	4	0	0
11月 6日 7日 ( 8日)	広 島 県 広 島 市	第708回 都市行政の課題・河川行政の課題	5	0	0
11月27日 28日 ( 29日)	福 岡 県 福 岡 市	第709回 工事積算（土木・建築）の動向と i-Construction の取り組み	11	0	0
1月15日 16日 ( 17日)	静 岡 県 静 岡 市	第710回 災害に強い安全な国土づくり	7	0	0
1月29日 30日 ( 31日)	高 知 県 高 知 市	第711回 これからのインフラの維持管理・更新	13	0	2
2月19日 20日 ( 21日)	沖 縄 県 那 覇 市	第712回 災害復旧	10	0	0

2. 実地研修会（全建主催）

日 程 (現場研修)	開 催 地	回 数 と テ ー マ ・ 概 要	参 加 者 数		
			県	市 町 村	関 係 機 関
6月13日 14日	兵 庫 県 神 戸 市	明石海峡大橋	2	0	0
6月27日 28日	新 潟 県 新 潟 市	大河津分水路改修事業	1	0	1
7月11日 12日	岩 手 県 北 上 市	東日本大震災の復興と現状	2	0	0
7月25日 26日	広 島 県 広 島 市	平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興	2	0	0
9月19日 20日	神 奈 川 県 横 浜 市	横浜環状南線整備事業と東京湾アクアラインの維持管理	0	0	0

《第2号議案》

令和6年度収支決算報告承認の件

一般会計

収入の部

(単位：円)

費目	6年度予算	6年度決算	増減	摘要
会費	11,604,550	11,353,450	△251,100	
現年度				
繰越金	4,159,243	4,159,243	0	
令和5年度繰越金				
雑収入	400,000	0	△400,000	
雑収入(※1)				
本部助成金	400,000	252,746	△147,254	
全建本部助成金等				
雑費	18	1,982	1,964	
銀行利子				
一般会計合計	16,563,811	15,767,421	△796,390	

(※1) 伝承プロジェクト講師派遣旅費

支 出 の 部

(単位：円)

費 目	6 年度予算	6 年度決算	増 減	摘 要
事 務 費	3,640,000	3,626,472	△13,528	
人 件 費	3,100,000	3,180,340	80,340	
旅 費	230,000	182,457	△47,543	
通 信 費	250,000	211,146	△38,854	
備 品 購 入 費	0	0	0	
消 耗 品 費	30,000	36,210	6,210	
印 刷 製 本 費	0	0	0	
管 理 経 費	30,000	16,319	△13,681	
会 議 費	290,000	0	△290,000	
総 会 費	210,000	0	△210,000	
諸 会 議 費	80,000	0	△80,000	
事 業 費	4,495,000	2,649,090	△1,845,910	
組 織 部	840,000	745,720	△94,280	
調 査 部	200,000	40,000	△160,000	
事 業 部	1,080,000	103,392	△976,608	
編 集 部	1,855,000	1,652,990	△202,010	
研 修 部	120,000	106,988	△13,012	
事 務 局	400,000	0	△400,000	
会 費	4,771,910	4,664,240	△107,670	
本 部 会 費	4,741,910	4,634,240	△107,670	
東 北 地 区 連 合 会 費	30,000	30,000	0	
雑 費	160,000	19,350	△140,650	
海 外 研 修 費	0	0	0	
予 備 費	3,106,901	780,548	△2,326,353	
震 災 関 連 費	100,000	34,930	△65,070	
合 計	16,563,811	11,774,630	△4,789,181	

令和6年度福島県建設技術協会収支決算書

歳入決算額	15,767,421
歳出決算額	11,774,630
差引残高(令和6年度繰越金)	3,992,791

**(1) 組織部**

(単位:円)

内 容	決 算 額
会員名簿作成 300 部	902,770
会員顕彰費 0 名	0
福建功労賞 21 名	92,950
合 計	995,720

**(4) 編集部**

(単位:円)

内 容	決 算 額
原稿依頼 (原稿寄稿御礼 図書券)	18,940
「建設ふくしま」Vol.145 発行部数 1,500 部	1,634,050
切手代 (見積依頼)	0
合 計	1,652,990

**(2) 調査部**

(単位:円)

内 容	決 算 額
技術力向上に対する支援 ・技術資格取得支援金 8 件	40,000
合 計	40,000

**(5) 研修部**

(単位:円)

内 容	決 算 額
令和 6 年度 ふくしまの未 来を拓く業務発表会	106,988
合 計	106,988

**(3) 事業部**

(単位:円)

内 容	決 算 額
方部別助成 1 事業	100,012
文化事業助成金 1 事業	3,380
合 計	103,392

**(6) 事務局**

(単位:円)

内 容	決 算 額
伝承プロジェクト 講師派遣	0
合 計	0

## 記念事業費特別会計

### 収入の部

(単位：円)

科目	6年度予算	6年度決算	増減	備考
繰越金	718,860	718,860	0	
記念事業費積立金	0	0	0	
銀行利息	0	203	203	
計	718,860	719,063	203	

### 支出の部

(単位：円)

科目	6年度予算	6年度決算	増減	備考
記念事業費	0	718,907	718,907	
一般会計繰入金		156	156	
次年度繰越金	718,860	0	△718,860	
計	718,860	719,063	203	

### 令和6年度記念事業費特別会計収支決算書

歳入決算額	719,063
歳出決算額	719,063
差引残高(令和6年度繰越金)	0

## 令和6年度福島県建設技術協会収支決算書

歳入決算額	15,767,421円
歳出決算額	11,774,630円
差引残高	3,992,791円
翌年度繰越額	3,992,791円

令和7年5月14日

福島県建設技術協会会長

## 令和6年度会計監査報告

福島県建設技術協会の令和6年度歳入歳出決算について、諸帳簿並びに金銭出納処理を5月14日に監査したところいずれも適正であり、決算のとおり相違ないことを認めます。

令和7年5月14日

福島県建設技術協会

会計監事 手塚 孝良

会計監事 齋藤 雅敏

《第3号議案》

福島県建設技術協会「功労賞」の表彰規定廃止承認の件

現 行	改 正 案	廃止理由
<p><b>8. 福島県建設技術協会「功労賞」の表彰規定</b></p> <p>1. 表彰の趣旨 長期間、本会正会員として建設技術者の技術の向上並びに地位の向上に貢献した者に対してその業績をたたえ表彰するものである。</p> <p>2. 有資格者 次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 本会の正会員を30年以上勤め、正会員を退会した者。 (2) 正会員を退会した者で、本会運営の功績を会長が特に認めた者。</p> <p>3. 表 彰 表彰は表彰状を贈呈する。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>福島県建設技術協会「功労賞」の表彰が形式的なものとなっていること、全日本建設技術協会や東北地区建設技術協会連合会において、各種表彰制度が整っていること、昨今の物価高騰により、当協会の財政状況を圧迫し、今後の会費増額の可能性があることから、福島県建設技術協会「功労賞」の表彰を廃止する。</p> <p>廃止時期について、令和6年度末の退職者を対象とする福島県建設技術協会「功労賞」の表彰（令和7年度の事業）まで行うこととし、令和7年度末の退職者を対象とする「功労賞」の表彰（令和8年度の事業）以降、廃止する。</p>

## 《第4号議案》

### 令和7年度事業計画承認の件

#### I 組 織 部

1. 会員名簿の作成 300部
2. 全建長期会員表彰者の推薦
3. 福建会員管理
4. 会員顕彰
5. 福建「功労賞」表彰
6. 東北地区建設技術協会連合会 広報・技術研鑽奨励賞の報告

#### II 調 査 部

1. 技術力向上に関する支援  
技術資格取得支援金、体験記謝礼等

#### III 事 業 部

1. 方 部 別 助 成 方部別開催事業の助成、震災復興に関する活動
2. 文化事業方部助成 地域貢献、ボランティア活動への助成

#### IV 編 集 部

1. 機関誌発行  
「建設ふくしま vol. 146」の発行 R8.3 1,600部  
「建設ふくしまニュースNo.87」の発行 R7.7 (HP掲載)

#### V 研 修 部

1. ふくしまの未来を拓く業務発表会 R8.2

#### VI 事 務 局

1. 「伝承プロジェクト」の実施

## Ⅷ 令和7年度建設技術講習会及び実地研修会

※建設技術講習会・研修会の開催内容については変更となる場合があります。

### 1. 建設技術講習会（全建主催）

日 程 (現場研修)	開 催 地	回 数 と テ ー マ ・ 概 要
8月27日 28日 (29日)	青 森 県 青 森 市	第713回 これからのインフラの維持管理・更新
9月10日 11日 (12日)	香 川 県 高 松 市	第714回 道路行政の課題、港湾・漁港行政の課題
10月 1日 2日 (3日)	山 梨 県 甲 府 市	第715回 公共工事の品質確保と入札契約の適正化
10月22日 23日 (24日)	埼 玉 県 さいたま市	第716回 これからの公共事業と建設技術者のあり方
11月 5日 6日 (7日)	岐 阜 県 岐 阜 市	第717回 上水道行政の課題・下水道行政の課題
11月26日 27日 (28日)	和 歌 山 県 和 歌 山 市	第718回 都市行政の課題・河川行政の課題
12月10日 11日 (12日)	長 崎 県 長 崎 市	第719回 i-construction とインフラ分野のDX
1月14日 15日 (16日)	宮 崎 県 宮 崎 市	第720回 工事積算（土木・建築）の動向と i-Construction の取組
1月28日 29日 (30日)	奈 良 県 奈 良 市	第721回 災害に強い安全な国土づくり
2月18日 19日 (20日)	岡 山 県 岡 山 市	第722回 災害復旧

2. 実地研修会（全建主催）

日 程 (現場研修)	開 催 地	回 数 と テ ー マ ・ 概 要
6月 5日 6日	兵 庫 県 市 神 戸 市	明石海峡大橋
7月 3日 4日	宮 城 県 市 仙 台 市	東日本大震災の復興と現状
9月 18日 19日	神 奈 川 県 市 横 浜 市	横浜環状南線整備事業
10月 9日 10日	新 潟 県 市 新 潟 市	大河津分水路改修事業
11月 13日 14日	広 島 県 市 広 島 市	平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興

3. 河川・道路管理等に関する講習会（東北地区連合会主催）

日 時：令和 7 年度第 3 四半期（予定）WEB 開催

《第5号議案》

令和7年度予算承認の件

令和7年度予算（案）

一 般 会 計

収 入 の 部

(単位：円)

費 目	令和7年度予算	令和6年度予算	増 減	摘 要
会 費	11,994,000	11,604,550	389,450	
繰 越 金 令和6年度繰越金	3,992,791	4,159,243	△166,452	
雑 収 入 雑 収 入 (※1)	400,000	400,000	0	
本 部 助 成 金 全建本部助成金等	400,000	400,000	0	
雑 費 銀 行 利 子 等	18	18	0	
合 計	16,786,809	16,563,811	222,998	

会員数 (R7.4 現在)

正 会 員	1,192 人	× 9,000 円 / 年	= 10,728,000 円
準 会 員 (80 歳未満)	234 人	× 5,000 円 / 年	= 1,170,000 円
準 会 員 (80 歳以上)	48 人	× 2,000 円 / 年	= 96,000 円
合 計	1,474 人		11,994,000 円

R6.4 からの会員数変動

正 会 員	1,192 人 (R7.4)	－ 1,219 人 (R6.4)	27 人減
準 会 員	282 人 (R7.4)	－ 289 人 (R6.4)	7 人減
合 計			34 人減

(※1) 伝承プロジェクト講師派遣旅費

支 出 の 部

(単位：円)

費 目	令和7年度予算	令和6年度予算	増 減	摘 要
事 務 費	3,810,000	3,640,000	170,000	
人 件 費	3,200,000	3,100,000	100,000	
旅 費	230,000	230,000	0	
通 信 費	250,000	250,000	0	
備 品 購 入 費	0	0	0	
消 耗 品 費	100,000	30,000	70,000	
印 刷 製 本 費	0	0	0	
管 理 経 費	30,000	30,000	0	
会 議 費	290,000	290,000	0	
総 会 費	210,000	210,000	0	
諸 会 議 費	80,000	80,000	0	
事 業 費	4,675,000	4,495,000	180,000	
組 織 部	1,250,000	840,000	410,000	
調 査 部	200,000	200,000	0	
事 業 部	1,080,000	1,080,000	0	
編 集 部	1,625,000	1,855,000	△230,000	
研 修 部	120,000	120,000	0	
事 務 局	400,000	400,000	0	
会 費	5,322,480	4,771,910	550,570	
本 部 会 費	5,292,480	4,741,910	550,570	
東 北 地 区 連 合 会 費	30,000	30,000	0	
雑 費	160,000	160,000	0	
海 外 研 修 費	0	0	0	
予 備 費	2,429,329	3,106,901	△677,572	
震 災 関 連 費	100,000	100,000	0	
記 念 事 業 費	0	0	0	
合 計	16,786,809	16,563,811	222,998	

**(1) 組織部**

(単位:円)

内 容	予 算 額
会員名簿作成費 300 部	1,040,000
会員顕彰費	80,000
福建功労賞 (賞状・筒代)	130,000
合 計	1,250,000

**(4) 編集部**

(単位:円)

内 容	予 算 額
原稿依頼 40 名 (原稿寄稿御礼図書カード*)	20,000
「建設ふくしま」発行 vol. 146 発行部数 1,600 部	1,600,000
雑費 (切手代)	5,000
合 計	1,625,000

**(2) 調査部**

(単位:円)

内 容	予 算 額
技術力向上に関する支援 ・ 技術資格取得支援金 ・ 技術資格取得体験記原稿 謝礼 等	200,000
合 計	200,000

**(5) 研修部**

(単位:円)

内 容	予 算 額
令和 7 年度ふくしまの未来 を拓く業務発表会	120,000
合 計	120,000

**(3) 事業部**

(単位:円)

内 容	予 算 額
方部別親睦事業 9 方部への助成	900,000
文化事業助成金	180,000
合 計	1,080,000

**(6) 事務局**

(単位:円)

内 容	予 算 額
「伝承プロジェクト」実施	400,000
合 計	400,000

《第6号議案》

令和7年度役員選出の件

(案)

会 長	福島県土木部次長（企画技術担当）	芳賀 英幸
副 会 長	福島県土木部道路計画課長	馬場 靖
副 会 長	福島県土木部営繕課長	加藤 敏史
副 会 長	福島県いわき建設事務所長	栗田 豊己
副 会 長	郡山市建設構想部長	池田 剛
会計監事	福島県土木部まちづくり推進課長	上田 亨
会計監事	福島県相双建設事務所長	佐藤 敬

# 福島県建設技術協会諸規定

1. 福島県建設技術協会規約
2. 福島県建設技術協会細則
3. 福島県建設技術協会事務処理規定
4. 建設技術調査研究実施要領
5. 福島県建設技術協会図書購入補助事務取扱要領
6. 福島県建設技術協会特別委員会設置要領
7. 海外等技術研修の運営規約
8. 福島県建設技術協会「功労賞」表彰規定
9. 福島県建設技術協会会員顕彰要領
10. 福島県建設技術協会技術資格取得支援要領
11. 東北地区建設技術協会連合会 広報・技術研鑽奨励賞  
福島県建設技術協会選考・決定要領
12. 福島県建設技術協会機構図

## 1. 福島県建設技術協会規約

昭和 52 年 7 月 23 日改正	平成 13 年 6 月 15 日改正
昭和 53 年 6 月 17 日改正	平成 15 年 6 月 6 日改正
昭和 57 年 6 月 26 日改正	平成 17 年 6 月 10 日改正
昭和 58 年 7 月 2 日改正	平成 18 年 6 月 9 日改正
昭和 59 年 7 月 14 日改正	平成 19 年 9 月 3 日改正
昭和 60 年 7 月 13 日改正	平成 20 年 6 月 6 日改正
昭和 62 年 7 月 4 日改正	平成 21 年 6 月 5 日改正
昭和 63 年 6 月 11 日改正	平成 22 年 7 月 23 日改正
平成 元年 7 月 15 日改正	平成 23 年 1 月 14 日改正
平成 2 年 6 月 16 日改正	平成 23 年 8 月 10 日改正
平成 4 年 6 月 20 日改正	平成 24 年 5 月 10 日改正
平成 7 年 6 月 9 日改正	平成 25 年 5 月 31 日改正
平成 8 年 7 月 12 日改正	平成 27 年 6 月 5 日改正
平成 9 年 6 月 13 日改正	平成 28 年 5 月 27 日改正
平成 10 年 6 月 12 日改正	令和 6 年 5 月 31 日改正
平成 12 年 6 月 9 日改正	

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに建設技術関係者の技術の向上及び、社会的地位の向上を図り、また建設行政の進展に資するを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、福島県建設技術協会と称し、事務所を福島県土木部内におく。

(事 業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建設技術水準の向上、建設技術関係者の社会的地位の向上及び処遇改善に関する調査研究、建議並びに宣伝啓発
- (2) 研究会、講習会、見学会及び講演会等の開催
- (3) 機関誌、図書その他印刷物の刊行及び斡旋
- (4) 会員相互の親睦及び厚生に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第4条 会員は正会員、準会員とする。

2. 正会員は福島県及び福島県内市町村並びに公社等の建設技術職員とする。
3. 準会員は正会員の資格を失った者のうちから本会の目的に賛同し、かつ協力する者。

(入会)

第5条 会員となるには、入会の申込を行い、会長の承認を受ける。

(退会)

第6条 退会しようとする者は会長に通知し、その際会費は完納するものとする。

(会費)

第7条 正会員は1ヵ月750円、準会員のうち会計年度の前年の4月1日現在で80歳未満の

会員は1ヵ年5000円、80歳以上の会員は2000円とする。

ただし正会員の納入金には全日本建設技術協会会費を含むものとする。

## 第3章 役 員

(役員の種類)

第8条 本会には次の役員をおく。

会長 1名

副会長 4名

常任委員 27名

方部委員 9名

方部役員 8名(準会員)

分会委員 分会毎に1名

会計監事 2名

2. 会長、副会長及び会計監事は前会長、前副会長、前会計監事の推薦により総会で決定する。
3. 常任委員は本庁3名、建設事務所、小名浜港湾建設事務所、相馬港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所、県中流域下水道建設事務所、福島空港事務所、富岡土木事務所、各1名及び福島市役所、郡山市役所、二本松市役所、南相馬市役所、須賀川市役所、会津若松市役所、ふくしま市町村支援機構、出納局、企業局、下水道公社各1名としそれぞれの会員のうちから選出する。
4. 方部委員は分会委員の中から相互により定めるものとし、本庁並びに各建設事務所単位に1名とする。
5. 方部役員は準会員の中から各建設事務所単位に1名とし、会長が委嘱する。
6. 分会委員は各分会毎に会員の中から互選により定める。分会とは県庁土木部の総室(ただし、土木総室と企画技術総室は2総室で1分会)、企業局、出納局、建設事務所、土木事務所、特

設事務所、公社、ふくしま市町村支援機構及び市町村とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は1ヵ年とし、再任をさまたげない。

2. 役員に欠陥を生じ、補充により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第10条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し会長が事故ある時はその職務を代理する。

3. 会計監事は本会の会計を監査する。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会には次の会議を設ける。

総 会

常任委員会

(総会の種類及び開催)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は年1回開催し臨時総会は会員の5分の1以上又は常任委員会の議決により会議の目的たる事項を示し請求があったとき、若しくは会長が必要と認めるとき開催する。

(総会の権限)

第13条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 会長、副会長、会計監事の選任及び解任
- (3) 事業計画の決定
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) 解散
- (6) その他会長が附議すべきものと認めた事項

(常任委員会の構成及び開催)

第14条 常任委員会は、常任委員で構成し常任委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時、又は会長が必要と

認めた時に会長が招集する。

(常任委員会の権限)

第15条 常任委員会は次の事項を行う。

- (1) 総会の議決を要するもので、緊急を要し会長が総会を招集し議決を得ることが不可能と認めた事項の議決
  - (2) 総会の議決事項以外の議決
  - (3) 総会に附議すべき事項の審議
  - (4) 会計運営上の重要事項についての会長の諮問に対する答申
  - (5) その他会長が必要と認めた事項の審議
- (方部委員会、方部役員会の開催及び権限)

第16条 方部委員会、方部役員会は各方部の方部委員、方部役員を以て構成し必要に応じ会長が招集する。

2. 方部委員会、方部役員会は方部的問題の協議研究並びに総会及び常任委員会の附議事項の審議又は建議を行う。

(会議の成立及び議決)

第17条 総会は、会員の2分の1、常任委員会は委員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。

2. いずれの会議も議長は出席者の中より互選し、議事は出席者の過半数を以て決定し可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. いずれの会議も委任状を以て議決権を行使することができる。
4. 本条第1項の総会については、会員の委任状の提出を以て出席したものとみなし成立することができる。

## 第5章 運 営

(執行部の機構及び委嘱)

第18条 本会の事業を運営するために組織部、調査部、事業部、編集部及び研修部をおく。

2. それぞれの部長、副部長及び部員は、会長

が委嘱する。

(部の分担及び執行)

第 19 条 各部の部長は、会長の命により次の事業を執行する。

(1) 組織部

会員の獲得及び会員名簿の整備を図ると共に、会員の意見の調整並びに会員名簿の発行及び図書の斡旋

(2) 調査部

建設技術水準の向上、建設技術関係者の社会的地位の向上及び処遇改善、調査研究、建議並びに宣伝啓発

(3) 事業部

研究会、講習会、講演会又は会員相互の親睦及び厚生に関する事業への企画開催

(4) 編集部

機関誌、図書その他印刷物の刊行及び発送

(5) 研修部

会員の技術水準の向上並びに研究意欲の喚起を図るための研修会及び講習会の企画開催

2. 夫々の副部長は部長を補佐し、部員は事業に従事する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資 産)

第 20 条 本会の資産は、次の各号により構成される。

(1) 会 計

(2) 寄付金品

(3) 事業に従う金品

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

2. 本会の経費は資産を以って支弁する。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終る。

## 第 7 章 雑 則

(事務局)

第 22 条 本会に事務局をおく。

2. 事務局は会長の指揮を受け本会の会計及び庶務を処理する。

3. 事務局長、副事務局長及び書記は会長が任免する。

## 2. 福島県建設技術協会細則

(市町村分会)

第1条 市町村の分会は会員10名以上の市町村とし会員10名未満の市町村については各建設事務所単位にまとめて1分会とする。

(分会委員会)

第2条 分会委員会は各方部の分会委員を以って構成し、各方部毎に方部委員が招集する。

2. 分会委員会は各分会及び方部の問題を協議研究する。

(事務補助員)

第3条 事務補助員の雇用管理は次によるものとする。

- (1) 雇用規定は「福島県会計年度任用職員任用等管理規定」に準ずる。ただし、退職手当は勤続通算年数1年当り10,000円とする。
- (2) 事務補助員は事務局に所属し、本会の事務を補助する。

(会費)

第4条 納入した会費は返還しない。

(退会)

第5条 会員は次の場合退会する。

- (1) 規約第4条、2項、3項の規定する資格を失ったとき。
- (2) 退会の申出をしたとき。

(事務局)

第6条 事務局には次の帳簿をおく。

- (1) 会員名簿
  - (2) 会計に関する帳簿
  - (3) 規約その他に関する帳簿
2. 事務局には局員の中から総務、会計の各担当主任をおく。
3. 会計主任は本協会の経理事務を行う。

(特別委員会の設置)

第7条 会長は別に定める「特別委員会設置要領」にもとづき特別委員会を設置することができる。

### 3. 福島県建設技術協会事務処理規定

平成 10 年 6 月 12 日改正  
 平成 17 年 6 月 10 日改正  
 平成 25 年 3 月 28 日改正  
 平成 27 年 6 月 5 日改正  
 平成 28 年 5 月 27 日改正

1. 方部別助成金
    - イ. 各方部が主催又は共催して行う、建設技術水準の向上、建設行政に関する宣伝啓発、会員相互の親睦及び厚生を目的とした事業（以下、方部別事業という。）に対して方部助成金を交付する。
    - ロ. 方部別助成金は、各方部の会員（正会員）数を勘案して事業部で定める。
    - ハ. 方部別事業の計画は各方部において、準会員の参加にも配慮して県及び市町村の正会員が共同で策定する。
    - ニ. 各方部は方部別事業の計画及び実績について事業部長に報告する。
  2. 文化事業方部助成金
    - イ. 本協会員が参加して行う方部の文化事業に対して文化事業方部助成金を交付する。
    - ロ. 文化事業とは、地域貢献を目的として主催もしくは共催する事業及び奉仕活動（ボランティア活動）をいう。
    - ハ. 1 文化事業の参加人数は概ね 10 名上とするが、事業主体である各方部の会員数も勘案して判断する。
    - ニ. 文化事業方部助成金は 1 人当たり 1,000 円
- を上限に助成し、会場借り上げ費用等として 1 事業当たり 10,000 円を上限として助成できるものとする。
- ホ. 文化事業方部助成金は様式「文化事業助成申請書」にて方部委員より会長に申請するものとする。（様式は事業部にあります）
3. 謝礼、原稿料
    - イ. 本協会主催の講習会、講演会、研修会、見学会、映画会等において、講演又は説明を行った者に対してその行事 1 回毎に下記により謝礼を呈する。
      - (1) 非会員（講演時間 1 時間当り）  
会長と協議のうえ決定する。
      - (2) 会員（講演時間 1 時間当り）  
2,000 円程度又は同等の記念品
    - ロ. 本協会又は全建関係の刊行物に記事、その他を提供した者に対して、500 円～1,000 円程度の範囲で原稿料又は記念品を呈する。  
但し、通常業務の一環である場合はこの限りではない。
  4. 入会及び退会
    - イ. 入会申込書の様式は次のとおりとする。
    - ロ. 退会通知書の様式は次のとおりとする。

#### 入 会 申 込 書

福島県建設技術協会会長 様

No. \_\_\_\_\_

(準会員)

私は、貴協会の規約の趣旨に賛同し、正会員として入会します。

(ふりがな) 氏 名	①
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
所 属 ( 詳 し く )	
職 名	
入 会 年 月 日	令和 年 月 日

退 会 通 知 書

福島県建設技術協会会長 殿

私は貴協会を退会いたします。

(ふりがな)

氏 名



所属(住所)

退 会 理 由

退会年月日

ハ. 過去3ヶ年にわたり会費未納の会員について、3年目の会費納入期日までに入金がない場合、又は、会費納入通知が宛先不明で返送された場合は、その時点をもって退会とする。

5. 重傷見舞及び香料

イ. 対 象

本協会の会員が重傷を被った場合又は死亡した場合。

ロ. 見舞金及び香料の標準

(1) 重傷見舞金

5,000 円以内

(2) 死亡した場合の香料

10,000 円以内

(3) 死亡した場合の献花

会長の認める額

(4) その他特に配慮の必要がある場合は別に会長の決定による。

(5) 重傷に対する見舞金を贈ったのち死亡した場合は、死亡に対する見舞金から重傷に対する見舞金を差引いた額を贈る

(6) 重傷の範囲は本部規定に準ずる。

ハ. 該当事項の要請

方部委員は本規定による見舞の必要を認めたときは次の事項を明記し会長に要請するものとする。

(1) ロに該当する者の所属、役職、氏名、年令、入会年月日

(2) ロに該当する事項の発生した日時、場所及び経過

(3) 死亡の場合は死亡診断書、重傷の場合は該当級号を明記した診断書

二. 時 効

見舞金を受ける権利は該当事由発生後6ヶ月以内とする。

## 4. 建設技術調査研究実施要領

平成 18 年 6 月 9 日改正

1. この建設技術調査研究は、グループ又は個人で実施するものとする。
2. この建設技術調査研究は、一つのテーマについて研究しながら、会員相互の親睦、技術の向上と研究意欲の増進を図ることを目的とする。
3. メンバーは、所属長の承認を得るものとする。
4. このグループには、リーダー、サブリーダーと書記を置き、グループの中から互選する。
5. リーダーは、グループを総括運営し、サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが事故ある時は代行する。
6. 研究会の開催は、リーダーが招集し実施する。又、研究テーマに関連して専門家又は経験者の出席を求めて意見を聞くことができるものとする。
7. 研究テーマは、グループ又は個人で選定する。
8. 研究会の運営費は、福建研修部が経理する。
9. 研究結果は、リーダーから福建会長に報告し、福建研修部から福建会員に広報する。
10. メンバーは、研究会に積極的に出席する義務を負う。

## 5. 福島県建設技術協会図書購入補助事務取扱要領

平成 17 年 6 月 10 日廃止

## 6. 福島県建設技術協会特別委員会設置要領

### 1. 設 置

協会長は、重要な事業計画について、調査、研究、企画、計画等を行わせるため、特に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を定めて、特別委員会を設置する。

- (1) 名 称
- (2) 課 題
- (3) 設 置 期 間
- (4) 構 成 員 の 数
- (5) 庶務を担当する部局
- (6) その他必要な事項

### 2. 構 成

委員会の構成員は、協会員のうちから、協会長が委嘱する。

### 3. 委 員 長

- (1) 委員長は、委員のうちから協会長が指名する。
- (2) 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会を主宰する。
- (3) 委員長は、委員会の業務の進捗状況及び成果を協会長に報告しなければならない。

### 4. 解 散

協会長は、委員会が所要の業務を完了したとき、又は、設置期間が経過したときは、当該委員会の解散を命ずるものとする。

## 7. 海外等技術研修の運営規約

昭和 60 年 7 月 13 日改正  
平成 10 年 6 月 12 日改正  
平成 15 年 6 月 6 日改正  
平成 18 年 6 月 9 日改正

### (主 旨)

わが国経済の高度成長と土木行政の変化、建設技術の向上と国民の行政に対する要求の多様化に伴い、福島県においても地方定住と都市化の進展が顕著であり、様々な問題を抱えている。

このため、県土の発展基盤をなす建設事業に携わる福島県建設技術者としては、広く海外に目を開き、新たな観点から土木・建築のあり方について、認識を深めていくことが必要となっている。

### (目 的)

第 1 条 (一社) 全日本建設技術協会「以下全建という」の設立の主旨にしたがって福島県建設技術協会「以下福建という」会員が技術の向上を図るために海外等の技術研修を行うものである。

### (名称及び事務局)

第 2 条 本会は、福島県建設技術協会海外等研修運営委員会「以下運営委員会という」と称し、本部を福建内におく。

### (組織と運営)

第 3 条 本会の円滑な運営を図るために、運営委員会を設ける。運営委員会は、会長 1 名、副会長 4 名より構成するものとする。

### (資 格)

第 4 条 海外等技術研修参加資格者は、福島県建設技術協会規約による福建の正会員であり、所属長の推薦を受け、運営委員会の認めた者とする。

2. 海外等技術研修資格者は、入会后 10 年を経過した者とする。

### (海外等研修会の内容)

第 5 条 原則として、全建が主催する海外等技術研修とし、その他技術の向上に必要と認められる研修について運営委員会で承認し、土木部長及び市町村長が決定するものとする。

### (助成金の限度)

第 6 条 海外等技術研修経費の 1/2 とする。

### (海外等技術研修参加手続)

第 7 条 海外等技術研修に参加しようとする者は、別紙様式 1 の「海外等技術研修申込書」により運営委員会に対して申込を行い、これにより運営委員会で推薦するものとする。

### (帰国後の報告の義務)

第 8 条 参加者は、帰国後速やかにレポートにより報告するものとする。

### (そ の 他)

第 9 条 本規約によりがたいものについては、運営委員会で決定するものとする。

様 式 1

## 海外等技術研修申込書

令和 年 月 日

海外等技術研修運営委員長殿

所属名

役職名

氏 名

住 所

㊟

海外等技術研修等参加したく、所属長の承諾を得、ここに申しいたします。

## 所 属 長 の 承 諾

上記の者について、海外等技術研修に参加することを推薦いたします。

職・氏名

㊟

## 8. 福島県建設技術協会「功労賞」の表彰規定

平成 12 年 6 月 9 日改正

令和 5 年 6 月改正

1. 表彰の趣旨 長期間、本会正会員として建設技術者の技術の向上並びに地位の向上に貢献した者に対してその業績をたたえ表彰するものである。
2. 有 資 格 者 次の各号のいずれかに該当するものする。
  - (1) 本会の正会員を 30 年以上勤め、正会員を退会した者。
  - (2) 正会員を退会した者で、本会運営の功績を会長が特に認めた者。
3. 表 彰 表彰は表彰状を贈呈する。

## 9. 福島県建設技術協会会員顕彰要領

(目 的)

第1 この要領は、優秀会員の顕彰に関する必要な事項を定め、優れた会員を広く顕彰することにより、「ものづくり」に携わっている会員の誇りと意欲を増進させ、会員の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって福島県建設技術協会の健全な発展に資することを目的とする。

(顕彰の種類)

第2 顕彰の種類は次のとおりとする。

福島県建設技術協会会員顕彰

(顕彰の対象)

第3 顕彰する対象者は、入会后3年以上経過している会員とする。

(顕彰基準)

第4 顕彰は次の各号のいずれかに該当する会員について行う。

- (1) 建設行政の遂行にあたり特に模範となる会員
- (2) 常に地域社会に貢献し、協会及び建設行政のPRに貢献した会員
- (3) 会員相互の親睦に積極的貢献し、後進の指導・育成に努めている会員
- (4) その他顕彰することが適当と認められる会員

(顕彰の内申)

第5 方部委員は、各方部内の会員の中から第3及び第4に該当する会員を選考し、組織部長あて内申するものとする。

(顕彰選考会)

第6 顕彰を受ける者を選考するため、「福島

県建設技術協会会員顕彰選考会」(以下「選考会」という。)を置く。

- 2 選考会の委員長は、副会長の中から互選した者を会長が任命し、その他の委員は常任委員、執行部の中から会長が任命した者をもって構成する。

(選考会の審査)

第7 選考会は、第4の規定により内申された内容について慎重に審査を行い、顕彰の候補者を選考するものとする。

- 2 選考する候補者は若干名とする。

- 3 委員長は、選考会の結果を会長に報告するものとする。

(顕 彰)

第8 会長は、報告を受けた会員の中から被顕彰会員を決定し、常任委員会に報告するものとする。

- 2 顕彰は、毎年1回とし通常総会の席上顕彰するものとする。

(顕彰にかかる事業分掌)

第9 この要領による事務は、組織部が行う。

(補 則)

第10 この要領に定めるもののほか、顕彰の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成9年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

## 10. 福島県建設技術協会技術資格取得支援要領

平成 27 年 6 月 5 日改正  
平成 28 年 5 月 27 日改正  
平成 30 年 6 月 1 日改正  
令和元年 5 月 31 日改正  
令和 5 年 6 月改正

### (目 的)

第 1 この要領は、会員の技術資格取得支援に関する必要な事項を定め、技術資格を取得した会員を支援することにより、会員の能力と技術向上を図り、学習する職場環境を創造し、もって福島県建設技術協会の健全な発展に資することを目的とする。

#### (支援制度の種類)

第 2 支援の種類は次のとおりとする。

#### 技術資格取得支援

#### (支援制度の対象)

第 3 支援する対象者は、技術資格を取得した正会員とする。ただし、申請等だけで取得した正会員を除く。

#### (支援基準)

第 4 支援は、技術資格試験に合格し、合格発表の日から 6 ヶ月以内に合格証の写しを提出した会員について行う。

#### (支 援 金)

第 5 技術資格取得 1 資格について、5 千円を支援する。ただし、一人 2 つの資格取得までとする。

#### (対象資格)

第 6 別紙表のとおりとする。

#### (支援にかかる事務分掌)

第 7 この要領による事務は福島県建設技術協会調査部が行い、その庶務は同事務局が行う。

#### (補 則)

第 8 この要領に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 14 日から施行する。

#### (別紙) 資格取得支援・対象資格

##### 1 建設業関連の国家資格

- (1) 技術士 (建設業に関係がある部門)、 技術士 (総合技術監理部門)、 技術士補
- (2) 1 級・2 級建築士、構造設計 1 級建築士、設備設計 1 級建築士
- (3) 1 級・2 級建設機械施工技士
- (4) 1 級・2 級土木施工管理技士
- (5) 1 級・2 級建築施工管理技士
- (6) 1 級・2 級造園施工管理技士
- (7) 1 級・2 級管工事施工管理技士
- (8) 1 級・2 級電気工事施工管理技士
- (9) 第 1 種・第 2 種電気工事士
- (10) 1 種・2 種・3 種電気主任技術者
- (11) 建築基準適合判定資格者
- (12) 宅地建物取引士
- (13) 測 量 士
- (14) 土地区画整理士
- (15) 気象予報士
- (16) 建築設備士 等

##### 2 建設業関連の民間資格

- (1) コンクリート主任技士
  - (2) 舗装施工管理技術者 (1 級、2 級)
  - (3) 下水道技術検定 (第 1 種、第 2 種、第 3 種)
  - (4) 空港工事施工管理技術者
  - (5) 日商簿記検定試験 (1 級、2 級、3 級) 等
- ※ 上記のほか、国土交通省が登録する「国土交通省登録資格」を対象とする。
- ※ なお、上記にない建設業関連の資格については、その都度追加することができる。

# 1 1. 東北地区建設技術協会連合会 広報・技術研鑽奨励賞 福島県建設技術協会選考・決定要領

(目 的)

第 1 この要領は、広報・技術研鑽奨励賞の選考・決定に関する必要な事項を定め、広報及び技術的に顕著な功績を上げた若手・中堅職員を授賞対象者とすることにより、若手・中堅職員の能力や資質の向上及び福島県建設技術協会（以下、本協会）の活動の活性化を図ることを目的とする。

(選考の種類)

第 2 選考の種類は次のとおりとする。  
東北地区建設技術協会連合会 広報・技術研鑽奨励賞

(選考の対象)

第 3 選考する対象者は、本協会の正会員のうち、若手・中堅会員及び若手・中堅職員を含む会員で構成されるグループ（以下、「会員等」という。）とする。

(選考基準)

第 4 選考は次の各号のいずれかに該当する会員等とする。

- (1) 活動が地域社会に貢献し、マスコミ等で紹介されるなど本協会及び建設行政のイメージ向上に貢献した会員等。
- (2) 研究発表会等で、表彰もしくは表彰に次ぐ優秀な発表を行った会員等。
- (3) その他表彰することが適当と認められる会員等。

(内 申)

第 5 方部委員は、各方部内の正会員の中から第 3 及び第 4 に該当する会員等を選考し、組織部長あて内申するものとする。

(選考会)

第 6 選考は、福島県建設技術協会会員顕彰要領第 6 において設置される「福島県建設技術協会会員顕彰選考会」（以下「選考会」という。）において行う。

(選考会の審査)

第 7 選考会は、第 5 の規定により内申された内容について慎重に審査を行い、候補の会員等を選考するものとする。

- 2 候補の会員等は 2 名（団体）までとする。
- 3 委員長は、選考会の結果を会長に報告するものとする。

(授賞対象者の決定)

第 8 会長は、報告を受けた候補の会員等の中から受賞対象者を決定し、常任委員会および東北地区建設技術協会連合会に報告するものとする。

(事業分掌)

第 9 この要領による事務は、組織部が行う。

(補 則)

第 10 この要領に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 2 月 3 日から施行する。

## 1 2 . 福 建 機 構 図

